

株式会社フレンドリーにかかる株式の譲渡について

2018年5月14日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、下記の再生支援対象事業者にかかる株式の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が再生支援対象事業者に対して持つ株式は一切なくなります。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称
株式会社フレンドリー

2. 経緯

再生支援対象事業者につきましては、2014年8月1日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、同年10月3日に法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったことを受け、同条に規定する出資決定を行いました。

その後、機構は再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、機構が保有する再生支援対象事業者に対する元本1,000百万円の新株予約権付社債及び新株予約権（以下「社債等」という。）の普通株式への転換を行い、株式会社ジョイフルの公開買付けに応募する方法で譲渡する決定に至ったものです。

3. 出資額等

機構は、再生支援対象事業者に対して元本1,000百万円の社債等を保有しております。今般社債等のすべてを普通株式14,957,714株へ転換し、当該株式の全てを譲渡するものです。

※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、上場企業である再生支援対象事業者の信用を維持・改善し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以 上

(別記) 株式譲受会社の概要

①会社名	株式会社ジョイフル
②本店所在地	大分県大分市三川新町一丁目1番45号
③設立日	1976 (昭和51) 年5月20日
④資本金	6,000百万円
⑤事業内容	ファミリーレストラン「ジョイフル」のチェーン展開
⑥関係会社	(株)ジョイフル北日本、(株)ジョイフル関東、(株)ジョイフル東海、(株)ジョイフル東関西・北陸、(株)ジョイフル西関西、(株)ジョイフル中国、(株)ジョイフル四国、(株)ジョイフル北九州、(株)ジョイフル中九州、(株)ジョイフル東九州、(株)ジョイフル西九州、(株)ジョイフル南九州、(株)Rising Sun Food System、(株)ジョイフルサービス、ジョイ開発(有) 他